

栃木県産農産物の放射性物質モニタリング検査

◆栃木県産の農産物は、出荷前のモニタリング検査により、食品衛生法に適合していることを確認しています。(放射性セシウムの基準値：100Bq/kg)

1 モニタリング検査計画の策定

市町や農業団体と調整し、採取日時やサンプリング提供農家を選定します。

- 検査品目：販売目的で生産される品目
- 検査時期：出荷前（出荷期間が長期間に及ぶ品目は、2～3か月ごとに検査）
- 検査点数・区域
 - ・原則、出荷予定のある市町ごとに1点以上
（放射性物質の検出状況により、一部品目は市町ごとに3点以上）
 - ・汚染状況重点調査地域※以外では、出荷管理が可能なJA区域ごとに1点以上

※汚染状況重点調査地域：鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町

2 サンプル採取と搬入

県農業振興事務所の職員が直接ほ場からサンプルを採取します。

採取後、放射性物質測定装置のある県農業試験場又は農業振興事務所へ搬入します。



3 検査の前処理

サンプルを細かく切り刻み、検査容器に隙間なく詰めます。

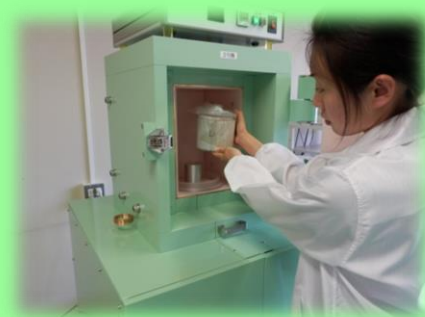
※農産物により前処理の方法が定められています。



4 検査

サンプルの入った検査容器を放射性物質測定装置にセットし、一定時間の放射線量を測定します。

※県産農産物は、放射性物質測定装置「ゲルマニウム半導体検出器」及び「NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ」で検査しています。



5 結果の公表

結果は、県ホームページで公表しています。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/hoshano_nousan.html